

目次

1. 中国知財ニュース
 - 1)-1 間接侵害の最新事例紹介-「専用品」
 - 2 商標異議申立案件の事例紹介
 - 2) 中国知財最新ニュース
2. 気になるあの話題
 - 2019年上半期特許権権利付与件数ランキング



【1】中国知財ニュース

1)-1 間接侵害の最新事例紹介-「専用品」

福建省高級人民法院の間接侵害における「専用品」の判断について
(2018年7月31日判決)

事件番号:(2014)厦民初字第731号, (2017) 閩民終1172号

一. 係争特許

1. 概要

開閉機構のチャンバーを開閉するための開放装置であって、サーマルプリンタ装置に用いるロール紙の着脱を便利にするための開放装置。筐体と略称する。

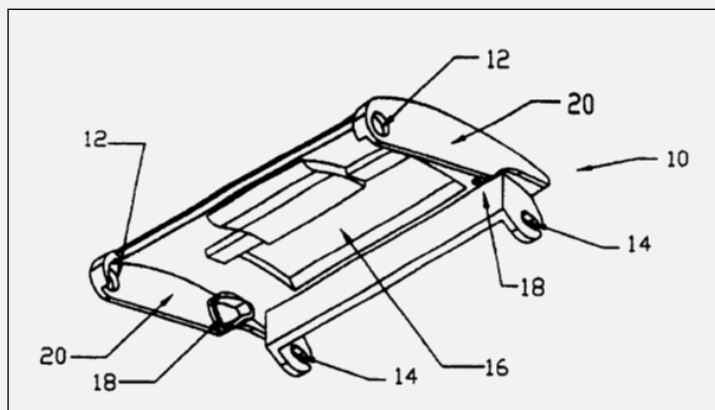
2. 請求項1

フレームを備える開閉機構の、ロール紙を收容して蓋によって閉じられるチャンバーの開放装置であって、

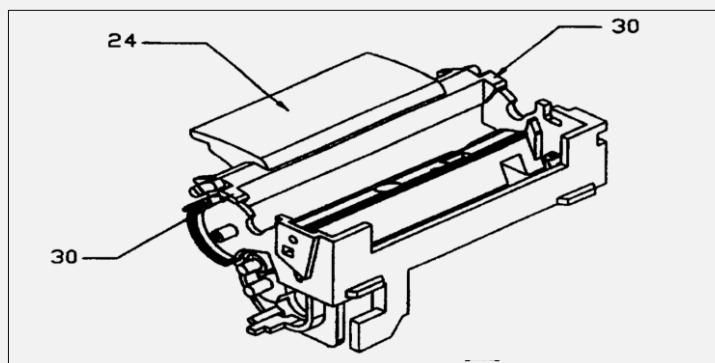
前記蓋に、操作部を備えて使用者が操作可能な操作レバーが取り付けられ、

前記操作レバーは、蓋に対して相対回動されると、蓋をフレームに対して相対回動させるように、フレームの側面に係合するストッパを備える、ことを特徴とする開放装置。

3. 主要な図面



蓋



係争特許の筐体を備えた印刷装置フレーム

二. 被疑侵害製品: 係争特許の筐体に使用可能なサーマルプリンタメカニズム

主な図面



三. 争点: 被告が生産、販売、販売の申し出をしたサーマルプリンタメカニズムは専用品となるか。

四. 裁判所

1.結果:専用品にはならない

2.理由:

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」

第二十一条第一項では、関連する製品が専ら専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許可なしに、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して専利権侵害行為を実施しており、当該提供者の行為が権利侵害責任法第9条に定められた、他人による侵害を幫助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院はそれを支持しなければならない、と規定されている。

この条項における「関連する製品が専ら専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物」に関しては、「材料、設備、部品、中間物等」が係争特許発明を実現するに当たり、実質的な意味を持ち、かつ「実質的非侵害用途」をもっているか否かを判断基準としなければならない。すなわち、該当する「材料、設備、部品、中間物等」が係争特許発明を実現するために不可欠であり、係争特許発明を除いて、他の「実質的非侵害用途」がない場合である。

係争特許明細書の記載によると、係争特許発明は、開閉機構のチャンバーを開閉するための開放装置であって、サーマルプリンタ装置に用いるロール紙の着脱を便利にするための開放装置である(以下、筐体と略称する)。被告の製品はサーマルプリンタメカニズムで、開閉機構のチャンバーを開閉するための開放装置、つまり筐体は含まない。サーマルプリンタメカニズム自体は、筐体とは、組み合わせて使用する関係にあり、筐体を製造するための材料、装置、部品、中間物などではない。また、サーマルプリンタメカニズムこそがプリンターの核心部品であり、サーマルプリンタメカニズムと比べて、筐体はプリンター全体の価値に占める比重が小さい。もし被告が特定のサーマルプリンタメカニズムを生産、販売、販売の申し出をする行為が間接的に係争特許権を侵害すると認定した場合、特許権は配合物のより重要な構成要素にまで拡張され、これにより特許権の保護範囲が拡大されることとなる。

品源からのコメント

1. 本件の判決は2018年7月31日に行われ、最高人民法院の知的財産権法廷設立前の比較的新しい間接侵害に関する判例です。

2. 本ニュースレターでは、主に専用品の観点から総括しています。裁判所は、専用品とは「材料、設備、部品、中間物等」が、係争特許発明の実現に対して実質的な意味を有し、かつ「実質的非侵害用途」を有しているかどうか、すなわち、専用品は「実質的意義」及び「実質的非侵害用途」の二つの要件を同時に満たす必要があると認定しました。

本件については、被告のサーマルプリンタメカニズムは係争特許と組み合わせて使用する関係にあり、係争特許筐体を製造するための材料、設備、部品、中間物等ではないため、被告のサーマルプリンタメカニズムは係争特許筐体に対して実質的な意味を持たないと判断して、専用品と認定しませんでした。

3. 間接侵害について、中国の裁判所ではまだ統一的な判断基準が形成されていないため、今後の裁判の動向に引き続き注目していただきたいと思います。

1)- 2 商標異議申立案件の事例紹介

7月8日に中国銀川市で開催された、中国国際商標節(China Trademark Festival)において、弊所が代理した商標異議申立案件が、2018-2019年の商標優秀代理案件として表彰されました。今回はこの商標異議申立案件の概要について紹介いたします。

第21763779号“AZTECHAZTECHMOUNTAINASPEN”商標登録不許可決定について

異議申立人： 米国AZTECH MOUNTAIN LLC(捷特特山有限責任公司)

代理人： 北京品源專利代理有限公司

異議申立人商標：AZTECH MOUNTAIN (出願日2017年12月14日)

被異議申立人： LEE EUNSIK (李恩植)

代理人： 北京金色視窓影視策劃有限公司

被異議申立商標：AZTECHAZTECHMOUNTAINASPEN (出願日2016年11月2日)

AZTECH MOUNTAINは、2013年にコロラド州アスペンで生まれたアメリカ発のラグジュアリーアウトドアブランドで、パフォーマンススポーツウェア等を展開しています。中国での商品の流通はなく、被異議申立人による冒認出願が発覚するまで、中国において関連商標の出願登録は行っていませんでした。

本件は、異議申立人が提出した証拠が、被異議申立商標の出願前の中国における使用証拠を証明するには不十分であったものの、被異議申立人の悪意ある冒認出願、ならびに異議申立人の中国以外の国・地域での出願日前の使用証拠が認められて、被異議申立商標の登録不許可に成功した事案です。

【事件概要】

被異議商標である「AZTECHAZTECHMOUNTAINASPEN」は使用商品として第25類の被服、靴、帽子等を指定していた。異議申立人は、被異議申立人が悪意をもって先の使用である“AZTECH”、“AZTECH MOUNTAIN”ならびに商標・商号である“AZTECH MOUNTAIN”を模倣しコピーしたと主張したが、異議申立人は、被異議申立商標の出願前に、上記商標または商号を被服服飾類の商品において中国で先に使用し、一定の影響を与えていたことを十分に証明できず、故に被異議申立商標の出願登録は「商標法」第三十二条の条件を構成していない状況であった。

※第三十二条

「商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。」

本件において、異議申立人は被異議申立商標の出願日より前の、米国、欧州連合、スイス等国や地域における登録証明ならびに異議申立人ホームページのスクリーンショットや抄訳、2015年の製品マニュアル、展示会や受賞証明、メディア報道等証拠を提供した。これらの証拠は、スキーウェアなどのスポーツ衣類が、米国をはじめ多国籍市場において一定の影響を持っており、被異議申立人はこれを知っていたはずであることを証明することができた。

調査を通じて、被異議申立人は異なる区分において、他人のブランドと同様またはかなり類似する商標を大量に登録出願しており、多くの商標が他人の在先商標と同一または類似しているという理由から中国商標局により拒絶または部分拒絶をされていた。また、一部の商標はすでに関連する利害関係者から異議申立てを提起されていた。

この被異議申立商標は、異議申立人の2つの商標「AZTECH」、「AZTECH MOUNTAIN」ならびにブランドの発祥地である「ASPEN」を組み合わせたもので、被異議申立人はこれに対して合理的な説明をなすことができなかった。

このことから被異議申立人の行為は明らかな模倣行為であり、他人の商標を故意に盗用し、正常な商標登録管理の秩序を乱し、公正競争の市場秩序を損っているため、「商標法」第七条、第三十条、第三十五条の規定に基づき、中国商標局は、第21763779号“AZTECHAZTECHMOUNTAINASEN”の商標登録を認めなかった。

【法律的意義の分析】

本件において、異議申立人が提出した証拠は、当該商標、商号の中国国内における先使用ならびに知名度を証明するには不十分でしたが、商標局は第7条の誠実信用原則ならびに第四十四条一項の欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段に基づき、被異議商標に対する登録を認めませんでした。

商標局の悪意ある商標出願に対する厳格な取り締まりは確実に強化されており、真の権利者のために確かな保護を提供しています。

【代理をする際の心得】

現在多くの冒認出願者が海外のマイナーブランドに対する冒認を行っていて、これらのマイナーブランドは中国にまだ進出していない可能性が高いため、権利者は中国で商標出願/登録をしていない可能性が高いか、あるいは商標法第三十二条の適用要件に合致する大量の使用証拠を提供するのが困難な状態にあります。本件においては、異議申立人の商品は中国大陸に入ったことがなかったため、中国国内での商標や商号の使用証拠は提出できませんでした。

しかし、異議申立人が提出した、外国での出展・受賞・商標登録状況などから、当該商標は国際的に一定の知名度があり、被異議申立人はこれを知っていたはずであると、中国商標局に認められることができました。

また、弊所においても多くの調査を行い、被異議申立人が模倣した他人の商標、ブランド状況を異議申立理由書の中に列挙し、被異議申立人が他人の商標を模倣・盗用している事実を強調しました。

権利者の国際的な使用証拠も、権利者の商標の認知度と影響力を認めるには一定の役割を果たします。権利者が中国国内の使用証拠を提示することが困難な場合、国際的に認知度の高い証拠を提示することも有効です。また、悪意ある商標出願に対する取り締まりが強化されていることを踏まえると、今後、特に商標法の改正以降、権利者が中国国内で先権利がない場合であっても、権利保護のために、異議申立/無効審判などの請求を試みる価値があると考えます。

2. 中国知財最新ニュース

国家知識産権局による2019年の1-7月の関連統計データのまとめ

特許データ

2019年1月-7月出願件数

特許76.8万件、実用新案120.6万件、意匠40.7万件

2019年1月-7月権利付与件数

特許27.7万件、実用新案88.5万件、意匠31.3万件

2019年1月-7月PCT受理件数

2.9万件(そのうち中国国内が2.7万件)

2019年1月-7月復審案件

受理 2.9万件、結審2.0万件

2019年1月-7月 無効審判案件

受理 0.3万件、結審0.3万件

商標データ

2019年1月-7月出願件数

430.8万件

2019年1月-7月 登録件数

410.1万件

2019年1月-7月 異議申立件数

9.0万件

2019年1月-7月 異議裁定件数

4.7万件

2019年1月-7月 マドプロ国際出願件数

3345件

2019年1月-7月 各種商標評審案件

受理 22.9万件、結審18.8万件

商標評審案件審理状況

一、商標評審案件の受理状況

2019年6月16日～7月15日までに受理した各種評審案件は30,978件で、前年同期比21.11%増、前期比6.44%減でした。

2019年1月～7月の各種評審案件の累計受理件数は229,202件で、前年同期比49.63%増、そのうち拒絶査定不服審判の受理件数は198,645件で、前年同期比51.73%増、双方当事者に係る複雑案件の受理件数は30,557件で前年同期比37.32%増でした。

二、商標評審案件の発行状況

2019年6月16日～7月15日までに審査発行した各種評審案件は29,607件で、前年同期比35.11%増でした。そのうち拒絶査定不服審判案件の発行は25,598件で前年同期比31.35%増、複雑案件の発行は4,009件で前年同期比65.39%でした。

2019年1月～7月の各種評審案件の累計審査発行件数は18,7907件で、前年同期比33.89%増でした。

三、商標評審案件行政不服審判状況

2019年6月16日～7月15日までに受理した行政不服審判案件は64件で前年同期比36.2%増、結審した行政不服審判案件は91件で、前年同期比89.5%増でした。

2019年1月～7月に受理した行政不服審判案件は528件で、前年同期比31.3%増、結審した行政不服審判案件は483件で前年同期比21.0%でした。

四、商標評審案件行政訴訟状況

2019年6月16日～7月15日までの行政訴訟の出廷は468回で、提起された一審案件が594件、二審案件が245件、受領した判決書が1,060件で、そのうち敗訴が263件、全体の24.86%を占めました。

2019年1月～7月までの行政訴訟の出廷は3,186回で、提起された一審案件が4,337件、二審案件が958件、受領した判決書が5,188件で、そのうち敗訴が1,082件、全体の20.86%を占めました。

【2】気になるあの話題

2019年上半期中国特許権権利付与件数ランキング

中国の2019年上半期に国家知識産権局が公告した特許権権利付与件数(除港澳台)は238,309件で、前年同期比9.9%増でした。権利付与件数上位100社の内訳は、中国企業55社、日本企業20社、米国企業12社で、権利付与件数が1,000件以上あった企業は12社で、1位がステートグリッド(国家電網)の3,116件、2位がファーウェイの2,595件、3位がシノペック(中国石油化工)の1,762件でした。

1位から20位までのランキングは以下の通りです。

2019年上半期中国特許権権利付与件数ランキングTOP20

順位	企業名	国	主要業種	2019年上半期 権利付与件数
1	国家電網公司 (State Grid)	中国	電力	3116
2	華為技術有限公司 (HUAWEI)	中国	通信	2595
3	中国石油化工股份有限公司 (SINOPEC)	中国	石油化学	1762
4	Samsung	韓国	電子、電気設備	1428
5	中興通迅股份有限公司 (ZTE)	中国	通信	1418
6	騰訊科技(深セン)有限公司 (Tencent)	中国	インターネット	1414
7	中国石油天然気股份有限公司 (Petro China)	中国	石油化学	1399
8	広東欧珀移動有限公司 (OPPO)	中国	通信	1342
9	美的集团股份有限公司 (MIDEA)	中国	家電	1338
10	LG	韓国	電子、電気設備	1329
11	京東方科技集团股份有限公司 (BOE)	中国	モノのインターネット	1260
12	聯想(北京)有限公司 (Lenovo)	中国	コンピューター	1169
13	Qualcomm	米国	無線通信	963
14	華星光電技術有限公司 (CSOT)	中国	光電子	940
15	珠海格力電器股份有限公司 (GREE)	中国	家電	925
16	小米科技有限責任公司 (Xiaomi)	中国	通信	900
17	三菱電機株式会社	日本	電気機械	898
18	阿里巴巴網絡技術有限公司 (Alibaba)	中国	インターネット	795
19	トヨタ自動車株式会社	日本	自動車	781
20	北京奇虎科技有限公司 (奇虎360)	中国	コンピューター	718

21位から100位までのランキングは、以下のサイトから確認することができます。

http://www.iprdaily.cn/news_22464.html